平成２５年（フ）第１８７２号
札幌市南区川沿15条２丁目９番８号　藤マンション101号
債務者　和田　美春（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千崎　史晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５１号
宮崎市大字新名爪195　神宮農機アパート202、住民票上の住所宮崎市東大宮４丁目17番２号
債務者　松浦　安直
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０１号
沖縄県沖縄市大里２丁目20番６号
債務者　屋宜　智宏
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　　琢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２４９号
群馬県前橋市青梨子町1331番地　Ｌ―206号
債務者　新井　昭英
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４６号
大分県中津市大字永添1780番地２
債務者　杉田浩二郎
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第４９９号
静岡市葵区竜南１丁目15番３号
債務者　河原崎　誠
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　智裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２号
大分県杵築市大字片野181番地１　アーバン片野Ｂ―103
債務者　岡部　敬三
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古庄　玄知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第４４１３号
大阪市生野区巽北２丁目６番19号　メゾンシャンス301
債務者　キクヤこと　佐々木文夫
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　良寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９０７号
堺市東区野尻町322番地６
債務者　寺内　直樹
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
長野県松本市大字松原２番地５
債務者　牧野内清司
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上條　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１６７０号
名古屋市中村区豊国通２丁目25番地の１コーポＲ＆Ｋ２―208号、従前の住所名古屋市中村区名駅５丁目14番４号　ワピタ名駅402号
債務者　古川　清次
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川龍伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月30日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６７１号
名古屋市南区城下町３丁目45番地　メゾン福谷Ⅰ306号、従前の住所愛知県常滑市塩田町５丁目147番地
債務者　古川　浩三
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川龍伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月30日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３５９号
埼玉県春日部市藤塚1936番地１　エルハイツ第７―103号
債務者　前島　昭和
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４３０号
埼玉県越谷市宮本町３丁目111番地　ドミールシャルマン105号
債務者　恒川　　弘
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４８７号
埼玉県富士見市上沢１丁目３番６号　テンプレース106
債務者　木檜　真人
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１３号
北海道磯谷郡蘭越町字黄金97番地13
債務者　工藤　和恵
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
札幌地方裁判所岩内支部